

調査報告時期早見表

検査済証交付時期		定期調査報告開始年度						定期検査報告開始年度		西暦
年度	年 月日	①劇場 ⑦事務所 (中・中村区以外)	②病院 ④共同住宅	③ホテル	⑤体育館 ⑦事務所 (中区・中村区)	⑥百貨店 (中区・中村区)	⑥百貨店 (中・中村区以外)	4/1～10/31	6/1～12/31	
平成28年度	平成28年 6/1～12/31	令和2年度	令和元年度	令和元年度	令和3年度	令和3年度	令和2年度	平成29年度	平成29年度	2016年
	平成29年 1/1～3/31	令和2年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和2年度	平成30年度	平成30年度	2017年
平成29年度	平成29年 4/1～10/31	令和2年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和2年度	平成30年度	平成30年度	2017年
	平成30年 11/1～12/31	令和2年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	平成30年度	2017年
平成30年度	平成30年 1/1～3/31	令和5年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	令和元年度	2018年
	平成30年 4/1～10/31	令和5年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和5年度	令和元年度	令和元年度	2018年
令和元年度	平成30年 11/1～12/31	令和5年度	令和4年度	令和4年度	令和3年度	令和3年度	令和5年度	令和2年度	令和元年度	2018年
	令和元年 1/1～3/31	令和5年度	令和4年度	令和4年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和2年度	令和2年度	2019年
令和2年度	令和元年 4/1～10/31	令和5年度	令和4年度	令和4年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和2年度	令和2年度	2019年
	令和元年 11/1～12/31	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和3年度	令和2年度	2019年
令和3年度	令和2年 1/1～3/31	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和3年度	令和3年度	2020年
	令和2年 4/1～10/31	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和5年度	令和3年度	令和3年度	2020年
令和4年度	令和2年 11/1～12/31	令和5年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和8年度	令和4年度	令和3年度	2020年
	令和3年 1/1～3/31	令和8年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和4年度	令和4年度	令和4年度	2021年
令和5年度	令和3年 4/1～10/31	令和8年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和8年度	令和4年度	令和4年度	2021年
	令和3年 11/1～12/31	令和8年度	令和7年度	令和7年度	令和6年度	令和6年度	令和8年度	令和5年度	令和4年度	2021年
令和6年度	令和4年 1/1～3/31	令和8年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度	令和9年度	令和8年度	令和5年度	令和5年度	2022年
	令和4年 4/1～10/31	令和8年度	令和7年度	令和7年度	令和9年度	令和9年度	令和8年度	令和5年度	令和5年度	2022年
令和7年度	令和4年 11/1～12/31	令和8年度	令和10年度	令和10年度	令和9年度	令和9年度	令和8年度	令和6年度	令和5年度	2022年
	令和5年 1/1～3/31	令和8年度	令和10年度	令和10年度	令和9年度	令和9年度	令和8年度	令和6年度	令和6年度	2023年
令和8年度	令和5年 4/1～10/31	令和8年度	令和10年度	令和10年度	令和9年度	令和9年度	令和8年度	令和6年度	令和6年度	2023年
	令和5年 11/1～12/31	令和8年度	令和10年度	令和10年度	令和9年度	令和9年度	令和11年度	令和7年度	令和6年度	2023年
令和9年度	令和6年 1/1～3/31	令和11年度	令和10年度	令和10年度	令和9年度	令和9年度	令和11年度	令和7年度	令和7年度	2024年

建築基準法施行規則により検査済証の交付日直後の時期は1回だけ緩和される

- 例1 劇場の用途で平成28年8月5日検査済の場合
平成29年度を飛ばして令和2年度が報告年になる
- 例2 劇場の用途で平成29年8月5日検査済の場合
平成29年度を飛ばして令和2年度が報告時期になる
- 例3 劇場の用途で平成30年1月5日検査済の場合
令和2年度を飛ばして令和5年度が報告年になる

建築基準法施行規則
 第五条 法第十二条第一項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期(次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。)とする。
 一 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(新築又は改築(一部の改築を除く。))に係るものに限る。)の交付を受けた場合
 二 法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証(当該指定があつた日以後の新築又は改築(一部の改築を除く。))に係るものに限る。)の交付を受けた場合

～H29. 5. 31	H29. 6. 1～H29. 12. 末	H30. 1～R2. 5. 31	R2. 6. 1～R2. 12. 末	R3. 1～R5. 5	R5. 6. 1～
例1 ○	1回飛ばし		報告時期		
例2 ○	1回飛ばし		報告時期		
例3 ○		1回飛ばし		報告時期	

凡例: ○は検査済証の交付時期を示す
 凡例: 緑色は報告時期を示す